

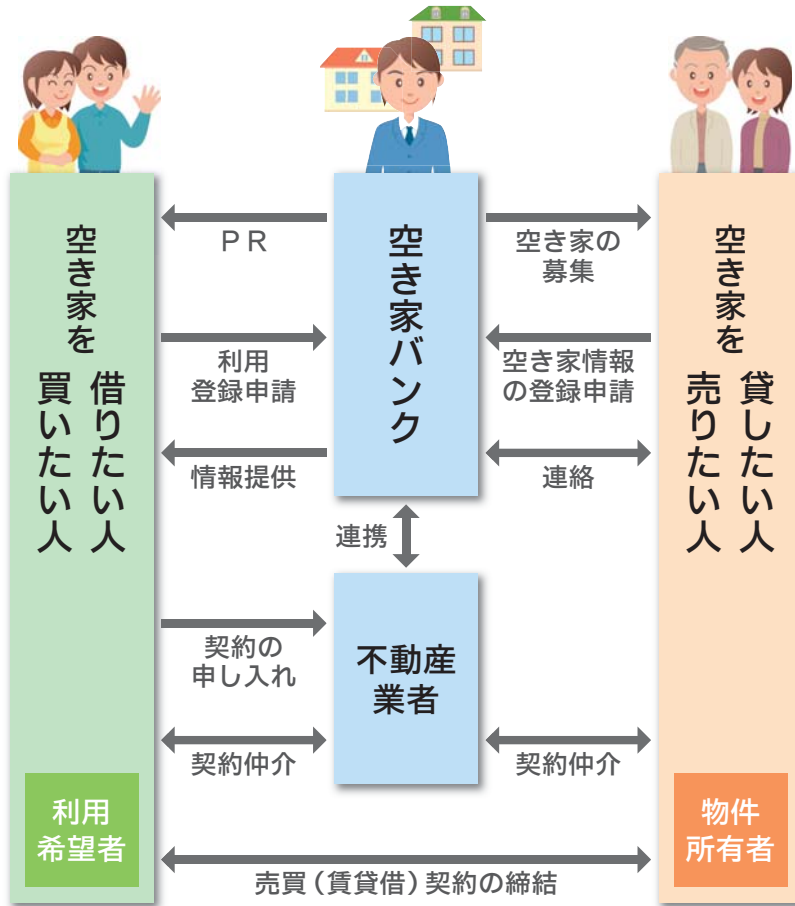
市は、市内の空き家を有効利用することで本市への定住を推進する「花巻市空き家バンク制度」の開始を予定しています。

これは、空き家を「売りたい・貸したい」という空き家所有者と、定住を目的に空き家を「買いたい・借りたい」という利用希望者を、市が橋渡しする制度です。

市に寄せられた空き家情報は、市ホームページを通じて、全国に広く発信します。

現在、利用登録に向けて準備を進めていますが、市内に空き家をお持ちの方で、空き家の有効利用を考えている方は、本庁秘書政策課までご連絡ください。

※本制度における「空き家」とは、一般に人が住むことができる専用住宅と住宅兼店舗、住宅兼事務所などの兼用住宅に限ります。これ以外の建物や土地のみの物件は登録対象外です



空き家バンク  
物件登録の流れ

- ①花巻市役所へ連絡
  - 空き家バンクについて詳しく説明します
  - 空き家物件の所在地や、持ち主の連絡先などを伺います
- ②不動産業者の選定
  - 担当する不動産業者をリストから選んでいただきます
- ③登録申請書の提出
  - 物件の詳細を記入して、市に提出いただきます
- ④物件確認
  - 不動産業者が現地調査を行い、その結果を市に報告します
- ⑤審査・登録可否の連絡
  - 不動産業者からの報告に基づき、市が登録の可否を判断し、その結果を所有者に連絡します
- ⑥平面図の作成・表示価格の調整
  - 不動産業者が平面図を作成するほか、表示価格を算定し所有者と調整します
- ⑦インターネットでの情報発信を開始
  - 物件情報を空き家バンクに登録し、インターネットサイトから情報発信します

【問い合わせ】  
本庁秘書政策課  
☎24-2111内線213・214  
✉teiju@city.hanamaki.iwate.jp

移住・定住をサポートします

本市では、移住・定住をしたいとお考えの方に、さまざまなサポートをしています。

本ページで紹介する就業支援や住宅の取得支援、空き家バンクの取り組みもその一つです。また、若い世代の移住・定住を推進するため、医療費助成制度の拡充など、子育てに対する支援も行います。

今後、これらの支援制度の積極的な情報発信を行います。お知り合いの方などに移住・定住を考えている人がいらっしゃいましたら、ぜひ市の取り組みをご紹介ください。

秘書政策課 定住推進係 吉田真彦



花巻市の定住支援の取り組み

全国的に人口減少・少子化の流れが続いています。

本市は、それらの流れに歯止めをかけ、将来にわたって「住みたい」「住み続けたい」と感じるような魅力あるまちにしていいため、定住支援の取り組みを進めています。

ここでは、本年度から開始した三つの取り組みを紹介します。

U・I・Jターン者の就業を支援

Support 1

「慣れ親しんだ自然豊かな花巻で働きたい」「出身地を離れ、新たに花巻の事業所に転職したい」。そのような県外からのU・I・Jターン者(※)本人と、新規にU・I・Jターン者を雇用した事業主に対して、奨励金を支給します。

U・I・Jターン者本人に対して

- 主な対象要件
  - ▷公共職業安定所または県Uターンセンターの職業紹介による就業であること
  - ▷市内の事業所に6カ月以上継続して雇用され、かつ長期の就業が見込まれること
  - ▷雇用開始日現在の年齢が50歳未満であること
- ※新卒業者は対象外。詳しくはお問い合わせください
- 支給額
  - 就業したU・I・Jターン者1人当たり25万円
- ※支給は同一者1回限りとする

事業主に対して

- 主な対象要件
  - ▷公共職業安定所または県Uターンセンターの職業紹介により、U・I・Jターン者を雇用すること
  - ▷雇用契約に期間の定めがなく、雇用が6カ月以上継続し、かつ長期の雇用が見込まれること
- ※そのほかの対象要件など、詳しくはお問い合わせください
- 支給額
  - 雇用したU・I・Jターン者1人当たり50万円
- \*U・I・Jターン U・I・Jターンとは、大都市圏の居住者が地方に移住することを総称した言葉です。Uターンは出身地に戻ることを、Iターンは出身地以外の地方に移住すること、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住することをいいます

【問い合わせ】  
本庁商工労政課 ☎24-2111内線388  
✉shoukou@city.hanamaki.iwate.jp

子育て世帯のU・I・Jターン者の住宅購入を支援

Support 2

子育て世帯のU・I・Jターン者の経済的な負担を軽減し、本市への定住を推進するため、移住にかかる経費に対し補助金を支給します。

- 対象要件
  - ▷県外からの転入により、市内に住宅を新築または購入した人であること
  - ▷住宅取得日現在で、中学生以下の子どもと同居していること(妊娠中も含む)
- ※そのほかの対象要件など、詳しくはお問い合わせください
- 補助対象経費
  - ▷住宅の取得手続き経費、資金の借入れ手数料

- ▷転校などにより学校で必要となる物品の購入費
- ▷引っ越しに係る経費
- ▷引っ越し後の住宅で生活するために必要となる物品の購入費
- ▷火災保険料、地震保険料
- ▷固定資産税相当額(1年分)
- 支給額
  - 補助対象経費の合計額(限度額100万円)
- ※1世帯につき1回、1住宅限りとする

【問い合わせ】  
本庁都市政策課 ☎24-2111内線546  
✉toshiseibi@city.hanamaki.iwate.jp

